

札幌市工事等分類コード表(業務)

【平成31年4月1日以後の告示案件より適用】

札幌市財政局管財部

- 1 札幌市工事等分類コード表とは
 入札参加資格の履行実績で、この札幌市工事等分類コード表の「登録業種」及び「業務分類」を指定している場合に使用するものです。
 例えば “札幌市工事等分類コード表に示す「65測量」の「26応用測量(用地測量)」について、元請としての履行実績があること。” という記載がある場合に使用します。
- 2 必要な履行実績について
 下表「業務内容」を主体として履行した以下のいずれかの実績が必要です。
 (1) 札幌市発注の業務
 (2) 札幌市以外の官公庁及び民間発注業務。ただし、業務内容が、設計図書等の資料で確認できるものに限りです。

登録業種	旧			新		
	業務分類	業務内容	参考	業務分類	業務内容	参考
70 設備設計・監理	21 設備設計	建築物等の設備設計業務 (「22上水道プラント設計」又は「23下水道プラント設計」の業務を除く。)	改修・解体設計、改造実施設計、設計図書作成業務、ロードヒーティング設備設計	21 設備設計	建築物等の設備設計業務 (「22上水道プラント設計」又は「23下水道プラント設計」の業務を除く。)	改修・解体設計、改造実施設計、設計図書作成業務、ロードヒーティング設備設計
	22 上水道プラント設計	浄水場、ポンプ場のプラント設備の実設計業務		22 上水道プラント設計	浄水場施設又はポンプ場施設の新設、改築等のプラント設備工事に係る設計業務	浄水場基本設計又は詳細設計、ポンプ場基本設計又は詳細設計
	23 下水道プラント設計	下水処理場、ポンプ場のプラント設備の実設計業務		23 下水道プラント設計	下水処理場施設又はポンプ場施設の新設、改築等のプラント設備工事に係る設計業務	下水処理場基本設計又は詳細設計、ポンプ場基本設計又は詳細設計、スラッジセンター基本設計又は詳細設計
	24 設備監理	「21設備設計」、「22上水道プラント設計」又は「23下水道プラント設計」に係る工事監理業務	施工監理指導業務、現場技術業務、監督業務	24 設備監理	「21設備設計」、「22上水道プラント設計」又は「23下水道プラント設計」に係る工事監理業務	施工監理指導業務、現場技術業務、監督業務
	25 支障物件調査	事業の執行に伴う支障物件の調査算定業務(建築設備、工作物の移転損失補償)	補償物件等調査	25 支障物件調査	事業の執行に伴う支障物件の調査算定業務(建築設備、工作物の移転損失補償)	補償物件等調査